

徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー

安心して住まいの耐震化が実施できるよう、計画段階から工事完了までサポートできる優良な事業所を県が認定しています。お問い合わせは下段の、県・市町村担当窓口へ。

耐震リフォームの減税制度

- 木造住宅で耐震改修を行った場合
所得税の控除 (1年分)
 ●手続き 市町村耐震担当課の発行する証明書を添付し、税務署へ確定申告をしてください。
 ●対象 昭和56年5月31日以前に建築された住宅で、令和5年12月31日までに評点1.0以上とする耐震改修工事をした居住者
 ●控除額 耐震改修の標準的な工事費から補助金を除いた額の10%(上限25万円)

- 固定資産税の減額** (1年度分)
 ●手続き 市町村耐震担当課の発行する証明書を添付し、工事完了日から3か月以内に市町村固定資産税担当課へ申告をしてください。
 ●対象 昭和57年1月1日以前から存在する住宅で、令和6年3月31日までに評点1.0以上とする50万円※を超える耐震改修工事をしたもの ※改修費用から補助金を控除した額
 ●軽減額 家屋の固定資産税額を1/2に減額(120m2相当分まで)



徳島県木造住宅耐震専門相談員

住まいの耐震化に関する相談ができるよう、耐震の知識とノウハウを持った専門の相談員(建築士)を県で登録しています。お問い合わせは下段の、県・徳島県建築士会窓口へ。

委任払い制度

補助金の受け取りを施工者に委任することで、施工者への支払いは自己負担額のみでOK!
 総工事費180万円、補助金100万円、自己負担80万円の場



合併処理浄化槽の設置

汲み取り槽や単独処理浄化槽は、トイレ以外の排水を処理せず放流しています。この機会に合併処理浄化槽へ転換してみませんか!
 ▼お問い合わせ▼
 市町村の浄化槽担当課



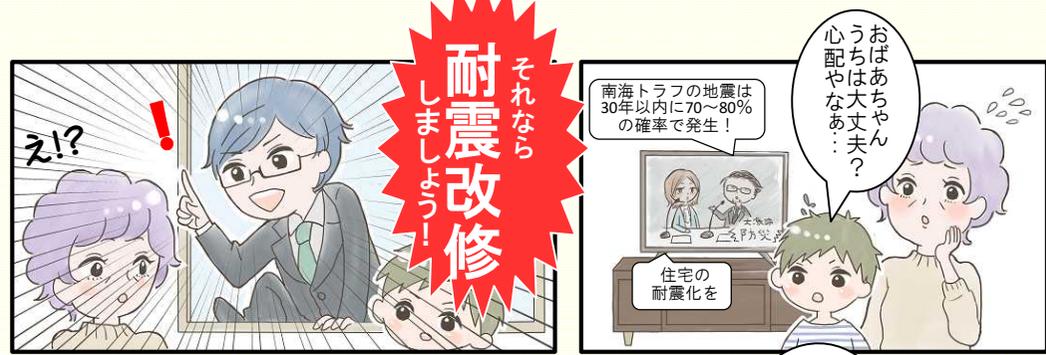
木造以外の住宅への耐震化支援

一部を除いて補助対象外です。無料耐震相談を実施していますので、ご利用ください。
 ⑧ 第2、第4水曜 13:00~17:00 ※予約制
 ⑨ (一社)徳島県建築士事務所協会
 ⑩ 088-652-5862

市町村名	担当課室名	電話番号	市町村名	担当課室名	電話番号
徳島市	建築指導課	088-621-5272	神山町	建設課	088-676-1514
鳴門市	まちづくり課	088-684-1164	那賀町	防災課	0884-62-1183
小松島市	住宅課	0885-32-2120	牟岐町	建設課	0884-72-3418
阿南市	住宅課	0884-22-3431	美波町	消防防災課	0884-77-3619
吉野川市	建築営繕室	0883-22-2224	海陽町	建設防災課	0884-73-4159
阿波市	危機管理課	0883-36-8703	松茂町	建設課	088-699-8718
美馬市	住宅・拠点整備課	0883-52-5612	北島町	危機情報管理課	088-698-9807
三好市	管理課	0883-72-7681	藍住町	総務企画課	088-637-3111
勝浦町	建設課	0885-42-1506	板野町	建設課	088-672-5996
上勝町	建設課	0885-46-0111	上板町	企画防災課	088-694-6824
佐那河内村	建設課	088-679-2970	つるぎ町	管理防災課	0883-62-3111
石井町	危機管理課	088-674-1171	東みよし町	建設課	0883-79-5342

無料相談 (公社) 徳島県建築士会 電話 088-653-7570 <http://toku-shikai.com/>
 相談時間 10時~16時(4月~5月) 13時~16時(6月~3月) (土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

まいったなし! 住まいの耐震化



本格的な耐震改修

100万円 + 10万円
 (補助率4/5) + 上乗せ
 火災予防

耐震シェルター

80万円 + 上乗せ
 (補助率4/5)

上乗せ額は市町村によって異なります

住まいのスマート化

30万円 + 上乗せ
 (補助率2/3)

AIやICTを活用!

でも直したい所は他にもあるし...

もちろん水回りや内外装のリフォームも!

僕も安心

ほな耐震もリフォームもしようかな♪

CHECK!

→ もっと詳しく知りたい方は次のページへ!

1 耐震診断

大規模な地震に対して、どの程度の安全性があるかを判定

要件

- 木造
(在来軸組構法、伝統構法、枠組壁工法等)
- 平成12年5月31日以前に着工
- 3階建て以下
- 住宅
(併用住宅、共同住宅、長屋、借家、空き家を含む)

耐震診断員(建築士)が、ご自宅を訪問し、現地調査(2時間程度)を行います。後日、耐震診断員が再度訪問し、診断結果を説明します。

費用 4万円のところ
自己負担 **3,000円**

※一部市町村は無料

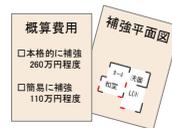
2 補強計画

改修工事の参考となる補強計画を提示

要件

- 耐震診断で、評点1.0未満と判定
- ※耐震診断を受けられた時期が平成25年度以前の場合は、再度、耐震診断から行う必要があります。
※耐震シェルター設置や住替え(除却)を予定している方はお申込みできません。

診断結果を元に、改修工事の参考となる補強計画と概算費用を提示します。



費用 6万円のところ
自己負担 **6,000円**

※一部市町村は無料



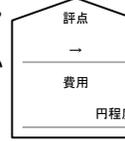
評点ってなに？

木造住宅の耐震性能を表す指標で、上部構造評点といいます。大地震の揺れに対して倒壊するかしないかは次のように判定します。

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

では、どんな改修工事にしたいですか？

- 地震後も簡単な修理だけで住み続けたい
- 住宅が倒壊しても命だけは守りたい
- 引越さずに出るような工事にしたい
- ついでにリフォームもしたい



3 耐震改修支援事業

要件

- 耐震診断で、評点1.0未満と判定

- (必須事項)
- 改修後の評点を1.0以上とする工事
 - 高さ1.5m以上の家具の固定
 - 県登録の施工者等が施工
 - のぼり旗設置や見学会等への協力



- 分電盤タイプの感震ブレーカーの設置
※日本配線システム工業会の規格適合品に限ります。
※コンセントタイプや簡易タイプは認められません。



- (対象にできる工事)
- 部分的な欠陥を改修する工事
 - 危険なコンクリートブロック塀の撤去等

耐震改修 **100万円** + 感震ブレーカー **10万円** + 上乗せ* **万円**

(補助率4/5)

※市町村によって異なります。

改修事例

耐震壁を増設することで使い勝手が悪くならないよう部屋割りを工夫。



木造2階建 築41年 面積95㎡(28坪)
総工事費 270万円(うち耐震改修工事145万円)
→自己負担160万円、補助金110万円
工事期間 40日
耐震効果 改修前0.18 改修後1.15(0.97アップ)

※一例です。補助金額は市町村によって異なります。

4 住まいのスマート化支援事業

要件

- 耐震改修支援事業又は耐震シェルター設置支援事業と併せておこなう

- (必須工事)
- ICTやAIを活用した設備を設置するスマート化工事

<例>

- ・見守り機能付きトイレの設置
- ・見守りセンサーの設置
- ・スマートロックの設置
- ・遠隔確認機能付き宅配ボックスの設置
- ・地震計の設置



(対象にできる工事)

- 省エネルギー化工事
- バリアフリー化工事 等

30万円 + 上乗せ* **万円**

(補助率2/3)

※市町村によって異なります。

和室に6畳用耐震シェルターを設置。内部を洋風に仕上げて寝室に。



新設したコンクリート土間の上に、土台、柱、梁、壁、天井の順に組立て。最後の内装仕上げは施主のお好みで。

5 耐震シェルター設置支援事業

要件

- 耐震診断で、評点1.0未満と判定
- 現在居住している住宅



- (必須事項)
- 耐震シェルター又は耐震ベッドの設置
 - 高さ1.5m以上の家具の固定
 - 県登録の施工者等が施工
 - 啓発モニターとして協力(シェルターの場合)
- ※徳島県で認定している耐震シェルターに限ります。
R5.4月現在は2社が取扱い(イツモスマイル㈱、フレッセ)

80万円 + 上乗せ* **万円**

耐震ベッドの場合は40万円 (補助率4/5) ※市町村によって異なります。

6 住替え支援事業

要件

- 耐震診断で、評点0.7未満と判定
- 昭和56年5月31日以前に着工
- 現在居住している住宅

- (必須事項)
- 住宅のすべてを除却
 - 解体業者が施工



- (対象にできる工事)
- 危険なコンクリートブロック塀の撤去等

30万円 + 上乗せ* **万円**

(補助率2/5)

※市町村によって異なります。

7 減災化相談員派遣事業

部屋から屋外に通じる通路及び玄関等の安全性の確認をし、危険箇所や家具の固定方法等のアドバイスを行う。



要件

- 平成12年5月31日以前に着工された住宅(非木造住宅を含む)
- 高齢単身世帯や高齢夫婦世帯等の自力では耐震化が困難な世帯

※市町村によって補助要件が異なる場合があるため市町村窓口まで御相談ください。

費用 **無料**

8 減災化対策支援事業

家具の固定や窓ガラス飛散防止等の措置を行い屋内の安全性を向上させる。

要件

- 平成12年5月31日以前に着工された住宅(非木造住宅を含む)
- 高齢単身世帯や高齢夫婦世帯等の自力では耐震化が困難な世帯

※感震ブレーカーの設置併用可(10万円補助)
※市町村によって補助要件が異なる場合があるため市町村窓口まで御相談ください。

費用 **4,000円** + 感震ブレーカー* **10万円**

(補助率4/5)

※市町村によって異なります。